

## 中小企業金融の円滑化を目指して

鹿 野 嘉 昭  
 (同志社大学)  
 (経済学部教授)



私が中小企業金融に興味を持ち、研究を始めたのは2005年、今から15年ほど前のことであった。あるセミナーで中小企業信用リスク情報データベース運営協議会（現、一般社団法人CRD協会）代表理事の引馬滋氏（当時）から、同協議会が収集・管理する中小企業の財務データを利用して推計された倒産確率モデルに関する説明を受けるなか、その予測精度の高さに驚くとともに、このデータベースを利用すれば中小企業の財務実態を明らかにすることができるのではないかと強く思ったのがきっかけであった。CRD協会が管理する経営財務データベース（CRD）は累計200万社以上を網羅しており、これを利用して中小企業の経営財務状況を分析すれば、その実態に迫ることができると考えた次第である。

その後、実際にCRDを利用して分析を進め、典型的な中小企業の姿を中央値で捉えたところ、従業員数6人、売上高1億2500万円、営業利益100万円、当期利益は40万円を割り込むなど、通常考えられているよりもはるかに規模が小さく、かつ収益性が脆弱であることが統計的に初めて確認された。大量のデータを利用した経営財務分析は中小企業研究のなかでも初めてのことであり、学界でも好意的な評価を得た。そうした研究の成果を著作として取りまとめたのが『日本の中小企業』（東洋経済新報社、2008年）であり、翌年には商工総合研究所から中小企業研究奨励賞を頂戴することになった。その意味で、私自身、この書籍の刊行を通じて、日本の中小企業研究における新しい地平を開拓できたのではないかと自負している。

当時の私は、中小企業の財務構造にとくに興味を持っていた。この課題に関してCRDを利用した分析からは、従業員数20人未満の小規模企業を中心に受取手形、売掛金等の企業間信用が売上高の減少とともに傾向的に縮小する一方で、長期借入金が増大するという事実が見出された。このうち後者については大企業による手形振出の取り止めと密接に関連しているため、彼らがコスト削減を狙って実施した措置が中小企業の資金繰りを窮屈化させ、結果として長期借入金の取り入れ増を招来したと解釈した。こうした理解のうえに立って、国際的にみても高い水準にある売掛金の規模縮小および中小企業金融の円滑化を図るべく、電子手形の導入による手形割引に類似した取引を活性化することの重要性を説いた。

それから10年が経過した2018年12月、金融界では政府の未来投資戦略2017に掲げられた「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」を達成するべく、手形・小切手の電子化推進策を検討した「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」を公表した。この報告書では、手形・小切手の機能を代替する電子記録債権およびEB（エレクトロニックバンキング）による振込を電子化の方法と位置付けたうえで、5年間で手形・小切手の約6割が電子化されることを中間目標に設定するとともに、電子記録債権等に対する理解を深めるための周知強化策に加え、利便性の向上策や導入支援策の実施などが具体的に提案されている。

この報告書の内容に関し大きな異論はない。しかし、提案された施策の実施とともに手形・小切手の電子化が順調に進み、中小企業金融の円滑化に資するかと問われれば、「はい、そうです」と胸を張って言うことはできない。解消すべき課題が適切に設定されているとは思えないからである。数多くの論者が異口同音に指摘するとおり、手形・小切手の利用は傾向的に減少し、2018年における手形・小切手の交換高はピーク時の約8分の1未満にまで縮小している。このような事実を踏まえると、手形・小切手の電子化は限界的には金融の円滑化につながるが、その効果は期待されるほど大きくはないと判断されるためである。

それはまた、中小企業金融の円滑化を図るには、手形・小切手の電子化にとどまらず、売掛金ないし売掛債権の流動化にも取り組む必要があることを示唆している。『日本の中小企業』において指摘したように、中小企業の借入依存度の上昇およびそれに伴う資金繰りの窮屈化はむしろ、製品・部品等の納入先となった大企業などによる手形発行取り止めの副産物として売掛債権の流動化が図れず期日までそのまま保有せざるを得ない事態に追い込まれたことによるものといえる。この売掛債権の固定化問題にメスを入れない限り、根源的な改善は見込み難いと考えられるからである。

この点に関連して中小企業庁は2016年9月、「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表し、親事業者から下請事業者への支払いについては可能な限り現金で行うことや手形サイトも60日以内とするよう努めることを大企業が主たる構成者である親事業者に要請するとともに、その達成状況をフォローすることを宣言している。この流れを受け、建設業界では現金による代金支払いが広範化しているという話を聞く。加えて、本年（2020年）4月施行の改正債権法では債権譲渡取引の活性化を目指して、譲渡禁止特約が付されていても譲渡が可能とされるなど、売掛債権の流動化に向けた環境は漸次整備されている。

これらの事実はまた、中小企業金融の円滑化にかかわる施策が金融界、産業界および法曹界においてそれぞれの問題意識にしたがって個別に議論・策定されていることを意味している。その結果、部分的には最適な施策にもかかわらず、全体としてみた場合には画竜点睛を欠く事態に陥り、所期の目的を果たしえなくなっている。事態を改善し、中小企業金融の円滑化に向けた施策を策定するためには、金融界および産業界が連携してオールジャパンで取り組むことが喫緊の課題になっているといえるのではなかろうか。